

# 地域公共交通運行事業業務委託（R3-1）公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

- ① 業務名：地域公共交通運行事業業務委託（R3-1）
- ② 業務内容：別紙「特記仕様書」のとおり
- ③ 履行期間：契約の翌日から 令和4年3月31日
- ④ 業務規模：上限1,420万円（消費税を含む）
- ⑤ 業務場所：浦添市全域

## 2. 参加資格

※次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 公告日（令和3年10月14日）（以下「基準日」という。）において、本市の指名停止措置を受けていない者。
- ③ 沖縄県内に、本店、支店又は、営業所があること。
- ④ 本業務と同種又は類似する業務実績を1件以上有していること。本業務と同種又は類似する業務の定義は、以下のとおりとする。

### 【本業務と同種又は類似する業務】

【同種業務】官公庁・自治体発注のデマンド（区域運行）による運行の業務で、平成23年4月1日から基準日までの間に完了のもの。

【類似業務】官公庁・自治体発注のコミュニティバス等による運行の業務で、平成23年4月1日から基準日までの間に完了のもの。

## 3. スケジュール（予定）

日程	内容
令和3年10月14日（木）	公募及び質問受付開始
令和3年10月19日（火）	参加意思表明書の提出期限・質問受付締切日
令和3年10月20日（水）	質問回答期限
令和3年10月25日（月）	企画提案書提出期限
令和3年10月28日（木）	業者プレゼン、事業者選定
〃	事業者特定通知
令和3年10月29日（金）	契約締結

※上記スケジュールはあくまで予定となっており、変更となる可能性がある。

※締切期限や提出期限が閉庁となった場合は、その閉庁日の翌開庁日に限り受け付けるものとする。郵送の場合も同様の扱いとする。

※上記スケジュールに変更があった場合にはホームページで公表する。

## 4. 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（**様式2**）を提出すること。質問は提出書類の作成に係る質問のみとし、選定や審査に係る質問は一切受け付けない。参加表明及び企画提案に係る質問については、同時に実施する。

- ① 提出書類：質問書（**様式2**）

- ② 提出期間：令和3年10月14日（木）午前8時30分から令和3年10月19日（火）正午まで
- ③ 提出方法：電子メールでの提出とし、送信後は電話連絡にて受信確認を行うこと。受信確認不備による質問はいかなる場合も一切受けつけない。
- ④ 提出先：浦添市役所 都市建設部 都市計画課（担当 新城・仲里）  
[shinjou@city.urasoe.lg.jp](mailto:shinjou@city.urasoe.lg.jp)、[yoshinaka@city.urasoe.lg.jp](mailto:yoshinaka@city.urasoe.lg.jp)
- ⑤ 回答方法：回答は令和3年10月20日（水）17時までに浦添市ホームページにて公表する。質問者の情報は非公表とする。

## 5. 参加表明書の提出

参加表明書は**会社概要（A4判任意様式）**により作成し、**様式1**を表紙として提出すること。

- ① 提出書類
  - 1) 参加表明書（**様式1**）
  - 2) 会社概要（任意様式）（会社名、所在地、登録事業、業務内容、連絡先を記入）
- ② 提出期間：令和3年10月14日（木）から令和3年10月19日（火）まで
- ③ 受付時間：土日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
- ④ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合も提出期限内必着）
- ⑤ 提出部数：6部（様式1については表紙用の1部のみの提出）
- ⑥ 提出先：〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市役所 都市建設部 都市計画課（担当 新城・仲里）  
TEL 098-876-1234（代表）（内4014・4013）  
E-mail：[shinjou@city.urasoe.lg.jp](mailto:shinjou@city.urasoe.lg.jp)、[yoshinaka@city.urasoe.lg.jp](mailto:yoshinaka@city.urasoe.lg.jp)

## 6. 企画提案書の提出

- ① 次に掲げる書式等により提案すること
  - 1) 参加申込書兼誓約書（様式3）
  - 2) 会社概要等調書（様式4）
  - 3) 企画提案書（様式5）
  - 4) 業務フロー、工程計画（様式6）
  - 5) 旅客自動車運送事業実績（様式7）
  - 6) 業務実施体制調書（様式8）
  - 7) 見積書（任意様式）
  - 8) その他本件関連資料：企画提案書と関連性が極めて強く、必要最小限の参考資料を添付可能とする。（任意様式）
- ② 提出期限：令和3年10月25日（月）まで
- ③ 受付時間：土日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
- ④ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合も提出期限内必着）
- ⑤ 提出部数：6部（**様式3**については原本1部のみの提出）
- ⑥ 提出場所：参加表明書提出先と同様

提出書類一覧

提出書類		内容・留意事項	様式
1	参加申込書兼誓約書	様式に倣い作成	様式 3
2	会社概要等調書	様式に倣い作成	様式 4
3	企画提案書	別添仕様書を参照のうえ、様式に倣い提案内容を作成する。 表紙を除き、会社名や個人名が特定できる表記はしないこと。	様式 5
4	業務フロー、 行程計画	履行期間中の業務スケジュールを作成する	様式 6
5	業務実績	旅客自動車運送事業の実績について記載する。	様式 7
6	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	様式 8
7	見積書	業務内容ごとに積算基礎を記載すること。  注 1 見積りは、直接人件費＋直接経費＋再委託費＋一般管理費により算出すること。	任意様式
8	納税証明書	最新決算年度の確定申告の法人税、消費税の納税証明書（税務署で発行）、法人事業税、市町村税完納証明書の写し	官公庁発行
9	一般乗合自動車運送事業許可等取得計画書	一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていない者である場合、事業許可取得までの計画を示し、許可取得の確実性を証明すること。	任意様式

## 7. 企画提案書の作成要領

本業務の企画提案書の作成にあたっては、「特記仕様書」の業務内容に基づき、業務経験や実績を活かして、提案内容が的確であり、業務目的と内容を理解した実行力のある提案をするものとする。また、運行を通して、既存の公共交通機関に対する影響への対応や本格運行につながる取組みの実施、調査の提案を盛り込むものとする。

- ① 企画提案書の様式は、**様式 5～様式 8** に示されるとおりとする。なお、文字サイズは 11 ポイント以上とする。
- ② 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図を使用しても構わない。

## 8. 企画提案書を特定するための評価基準等

地域公共交通運行事業業務委託（R3-1）プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき審査（提出書類、プレゼンテーション、質疑応答）を行い、優先候補者の順位を決定する。

### 審査項目

評価項目	評価事項	様式	配点
参加資格	参加資格に規定する条件に合致した事業者か、応募書類が過不足なく提出されているか。		—
事業の実施体制について	浦添市、他市町村における旅客自動車運送事業実績	様式7	36
	浦添市、他市町村における予約受付業務実績		
	業務を管理するために適切な人員が配置されているか	様式8	
	運行業務遂行のための人員状況	様式4	
	予約センター人員状況及び設備配置図		
	自動車車庫の位置		
	代替車両の保有状況		
	休憩施設の位置		
旅客自動車運送事業許可取得状況			
法令遵守について	法令遵守の状況	様式4	9
	国土交通省による行政処分の有無（過去10年以内）		
	重大事故の発生状況		
安全な事業の実施について	運行車両を適正に管理できるか	様式5	15
	乗務員の勤怠管理や安全教育は十分か		
	緊急・災害時の対応、及び感染症等の対策を行う体制は十分か		
円滑な事業の実施について	運行部門と予約受付部門の連携は十分か	様式5	28
	乗務員の技術・接遇研修体制は十分か		
	オペレーターの技術・接遇研修体制は十分か		
	苦情への対応能力、及び高齢者、障がい者、子供への配慮は十分か		
	各種報告書作成を行う事務能力は十分か		
	業務フロー、工程計画の妥当性		
事業の発展性について	利用促進・収益拡大が期待できる取組みがあるか	様式5	12
	その他の市内公共交通活性化に向けた利用促進策等の提案		
	その他、事業の発展に繋がる取組みがあるか		

## 9. 審査結果の通知

企画提案書プレゼンテーション実施後速やかに文書またはメールにて特定通知する。ただし、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

## 10. 提案者の失格

以下に掲げる項目に該当する場合は、プロポーザル提案者を失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められた状態に至った場合。
- ④ 審査に公平性を害する行為があった場合。
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、受託業者選考委員長が失格と認めた場合。

## 11. 既存資料の閲覧

企画提案を行うにあたり、以下の資料を閲覧できる。なお、閲覧を希望する者は、事前に連絡の上、日時の調整を行うこと。事前連絡を行わない場合は、閲覧できない場合がある。

- ① 閲覧可能な資料名
  - 1) 浦添市総合交通戦略
  - 2) 平成 27 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書
  - 3) 平成 28 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書
  - 4) 平成 29 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書
  - 5) 平成 30 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託報告書
  - 6) 令和元年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託（その 2）報告書
  - 7) 令和 2 年度 浦添市総合交通戦略推進業務委託（R2-1）報告書
- ② 閲覧場所  
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号  
浦添市役所 6 階 都市計画課（担当：新城、仲里）  
電話番号 098-876-1234（代表）（内 4014・4013）

## 12. 企画提案に関する経費

企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。

## 13. 事務局

本プロポーザルを運営する事務局は、浦添市都市建設部都市計画課に置く。